

# ○四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会規則

令和2年3月10日

規則第9号

## (趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会条例(令和2年条例第5号)第5条の規定に基づき、四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会(以下「検討会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第2条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第3条 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (守秘義務)

第4条 検討会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、危機管理担当課において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。